

広報 すぎなみ

その時、学校が
みんなの家になる。

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

2/1
平成30年(2018年)
No.2221

学校は、日々、子どもたちが学び、遊び、育つ大切な場所です。そして、地震発生時には、皆さんの命を守る「震災救援所」、いわばみんなの家という役割を持ちます。そこは、地域に住んでいる一人一人が助け合ってこそ成り立つ場所です。いざ、というとき自分にできることがあるはずです。

みんなで乗り切る。



特集

共助の拠点 震災救援所

Contents — 主な記事 —

5 | 区議会の傍聴にお越しく下さい 6 | 杉並区功労表彰 9 | 連載「区立施設の再編を考える」 16 | すぎなみ子ども・子育てメッセ

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <http://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📰 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

共助の拠点 震災救援所

震災の被害を最小限に抑えるためには、「自助」(自分の生命は自らが守る)・「共助」(自分たちのまちは自分たちで守る)・「公助」(行政機関・防災関係機関が連携して地域を守る)といったそれぞれの分野で、災害に対応する力を高め、連携することが大切です。

その中でも、特に重要なのが皆さんの「自助」と「共助」です。
ここでは、各地域の「共助」の拠点となる、震災救援所についてお伝えします。

震災救援所ってどんなところ？

震度5強以上の地震が発生した際に、区立小中学校等に開設され、家が焼けたり、倒壊したりして、自分の家にいられなくなった住民が避難したり、救護活動を実施する拠点です。

家が無事で、地域に火災の危険がないなど、在宅避難(※1)が可能な場合は、震災救援所に慌てて避難する必要はありません。日頃から、自宅での震災対策・備蓄(※2)を心掛けましょう。

※1. 震災救援所で在宅避難者登録(受け付け)を行うことで、自宅で生活しながら、震災救援所で物資を受け取ることができます。

※2. 保存水(1人1日3ℓが目安)・非常食(3日分以上)・簡易トイレ・防寒具・照明・ラジオ・医療品等が必要です。家庭での震災対策は、区ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyukyu/sonae/1005248.html> をご覧ください。

震災救援所はみんなの家

震災救援所の運営は、平常時から運営体制の検討や、訓練等を実施している、震災救援所運営連絡会(町会、防犯会、区などのメンバー)が中心となって行います。

しかし、地震が起こったときは、運営スタッフも含め、みんなが被災者です。このため、みんなの生活の場である震災救援所の運営や救護活動など、運営スタッフと避難者・在宅避難者がお互いに協力する必要があります。

もし、大地震が発生し、震災救援所に避難したら、どのような協力ができるのか考えておきましょう。

西宮中学校震災救援所運営連絡会会長から

運営連絡会は、地域ごとにさまざまな活動をしています。例えば西宮中では、震災時に誰でも震災救援所を開設できるように、写真を中心とした分かりやすいマニュアルの作成や、抽選による班編成で訓練を実施するなど、実践的な活動を行っています。

こうした取り組みを継続・拡充していくためにも、地域の中で活動の輪をより広げていく必要性を強く感じています。皆さんには、近隣の震災救援所を確認しておくとともに、平常時から訓練など運営連絡会の活動に参加し、共に共助を担っていただきたいと思っています。



立入聖堂さん

 **炊き出しの実施**

- 釜、バーナー、かまど等の重い調理器具の設置や、バック詰め、配布をするとき、協力が必要。

 **避難者・ボランティアの受け付け**

- 多くの避難者の受け入れや運営に必要なボランティアを募るには、多数の受付スタッフが必要。

 **清掃、衛生関係(特にトイレなど)**

- 病気の蔓延防止等のため、トイレの使用やごみ処理のルールは守る。
- 震災救援所を清潔に保つため、分担して清掃を行う。

 **救援物資の配布・応急給水**

- 備蓄品を倉庫から運び、配布するのに協力が必要。
- 震災救援所外の災害備蓄倉庫に保管されている物資がある場合は、リヤカー等で救援所に運ぶとき、協力が必要。
- スタンドパイプ等による応急給水するとき、列の整理や案内を行う。

 **施設のパトロール**

- 火災予防や防犯のため、ローテーションを組んでパトロールを行う。

 **災害時要配慮者への支援**

- 要配慮者(※3)の安否確認、要配慮者・けが人を搬送するとき、協力が必要。
- 場合によっては、震災救援所から緊急医療救護所などへ車いすやリヤカーで搬送。

※3. 高齢者や障害者、乳幼児とその保護者など、災害時において特に配慮を必要とする方のこと。

TOPIC

多様なニーズ(女性や小さな子ども連れなど)に配慮しましょう

- 女性専用スペースを作るなど、女性の視点に立った震災救援所運営を行う。
- 小さな子どもを連れた避難者のために、専用の避難スペースや、授乳室を作る。

近くの震災救援所を確認しましょう

区内には、65カ所の震災救援所があります。建物等の倒壊による道路の状況や、火災の状況に応じて、適切に避難できるよう、事前に複数の震災救援所の場所を確認しておきましょう(併せて、広域避難場所も確認しましょう)。防災マップ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyukyu/kouzui/1005260.html> ※スマートフォン向け防災地図アプリ「すぎナビ」でもご確認ください。